

全建労発第25号

平成16年6月2日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会

専務理事 小平 申



外国人の不法就労の防止について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省総合政策局労働資材対策室長より、別紙の通り外国人の不法就労の防止の徹底について、周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、入管法違反に当たる外国人の雇用等が行われることのないよう、指導、周知方お願い申し上げます。

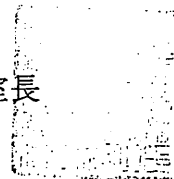
以上



国総労第14号
平成16年5月25日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局
労働資材対策室長



外国人の不法就労の防止について

標記については、「改正入管法の施行について」（平成2年5月24日建設省経労発第15号）、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）及び「外国人の不法就労の防止について」（平成4年6月10日建設省経労発第45号）において出入国管理及び難民認定法（入管法）を遵守するよう通達してきたところであるが、今年度も、政府全体として6月を「外国人労働者問題啓発月間」とし、関係省庁において、それぞれ、外国人問題に関する啓発・指導等を実施することとしたので、貴団体においても傘下会員に対して、外国人の不法就労の防止について徹底が図られ、さらに入管法違反に当たる外国人の雇用等が行われることのないよう、周知方お願いします。

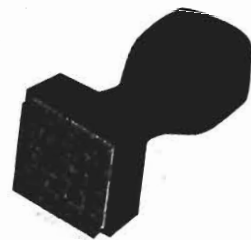
なお、外国人研修生及び技能実習生については、不法就労外国人労働者とは異なり、適法に入国し、研修を受けているものであり、国際協力の一環として開発途上国等へ我が国の技術・技能を移転するため、積極的に受入れを推進することとしているので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

ルールを 守って 国際化

法務省入国管理局



外国人の
不法就労防止に
ご協力ください！



2004
不法就労
外国人対策
キャンペーン

外国人の不法就労防止に



「短期滞在」の在留資格での労働や不法残留者の労働など、法的に認められていない不法就労が問題になっています。私たちがよりよい国際交流を推進し、社会の健全な発展を図るためには、この問題について正しく理解し、外国人の不法就労をなくすよう心がけることが大切です。

いろいろな問題が発生しています

不法就労する外国人の存在は、労働面だけでなく、風俗、治安などいろいろな分野にわたって、様々な問題を引き起こしつつあります。

また、不法就労をしている外国人自身も、搾取されたり、労働災害に遭っても十分な救済を受けられないなど人権上不幸な目に遭うことがあります。

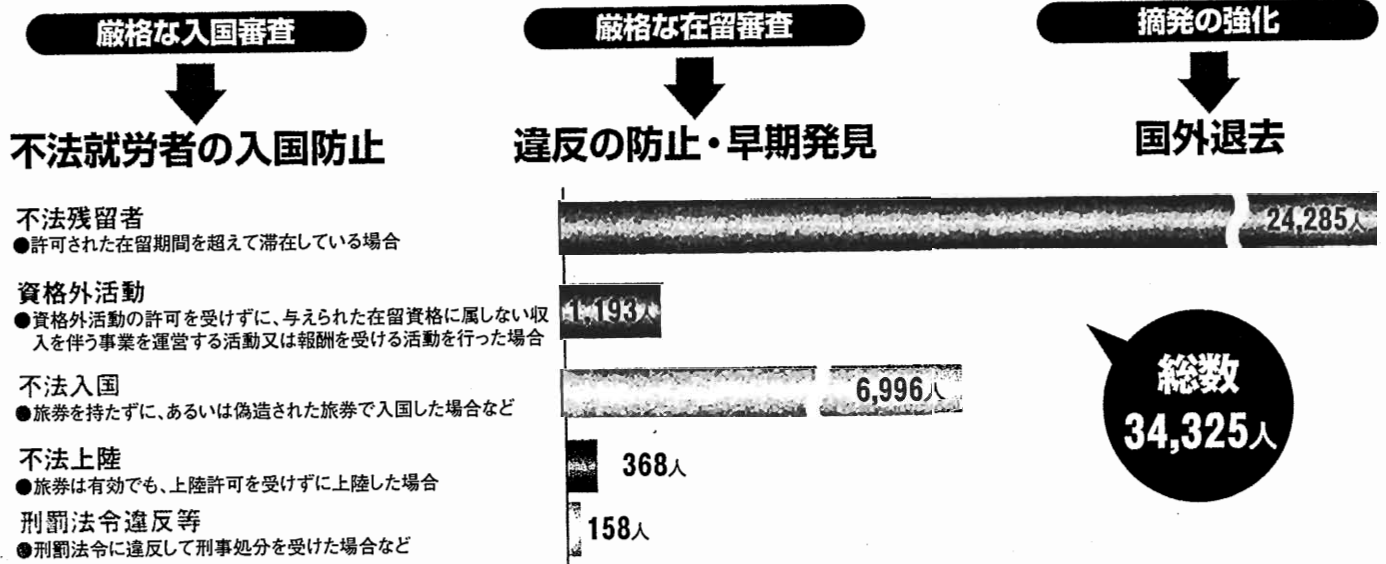
これらは日本社会における重要な問題であり、今、適切な対応をとることが必要とされています。

不法就労活動とは

- 在留資格をもって在留する外国人が行う、現に有する在留資格に属しない就労活動。(ただし、資格外活動の許可を受けて当該許可の範囲内で行う活動は不法就労活動にはなりません。)
- 不法入国者、不法上陸者、不法残留者等が行う収入を伴う活動。

入国管理局では様々な対策を講じています

法務省入国管理局では、不法就労外国人34,325人(平成15年)に退去強制手続を執るなど様々な対策を講じています。



不法滞在者数

外国人の一部には、日本へ不法入国したり、在留期間を超えて日本に滞在する人たちがいます。日本に不法残留する外国人の数は平成16年1月1日現在で約21万9千人となっており、約3万人と推計される不法入国者、不法上陸者と合わせて、約25万人の不法滞在者がいると見られます。その大部分が不法就労しているものと見られています。

犯罪対策閣僚会議の決定

「近年、外国人犯罪の深刻化が進み、その態様も、侵入強盗等の凶悪なものが増加しているほか、暴力団と連携して犯罪を敢行している例も多く見られるようになっていいる。我が国の不法滞在者は25万人程度と推計されているが、これら犯罪の温床となる不法滞在者を、今後5年間で半減させ、国民が安心して暮らすことができるようにし、また、平穩かつ適法に滞在している多くの外国人に対する無用の警戒感を払拭することが必要である。」

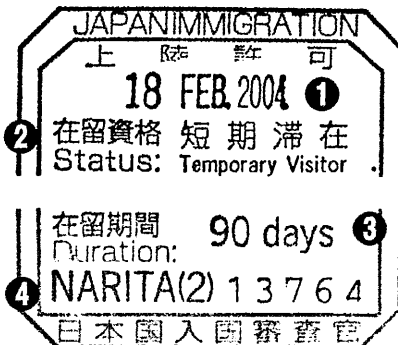
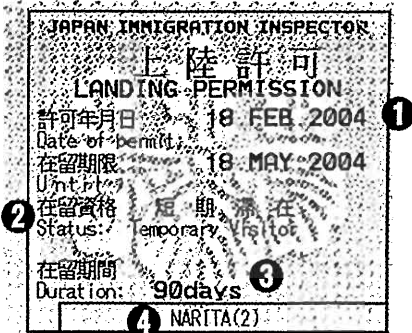
「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月)から引用

ご協力ください。

**在留資格
の確認を**

外国人の雇用に当たっては必ずパスポート等を見て在留資格の確認を！
「短期滞在」等働くことが認められていない在留資格の外国人を雇用することはできません！

① 2004年
2月18日に



③ 在留期間
90日を得て

② 観光、親族訪問など、短期間日本に滞在する目的で

④ 成田空港第2旅客ターミナルビルから上陸したことを意味しています。

働くことを認められていない外国人を雇った事業主や不法入国を援助した人等に対して、次のような罰則の適用があります

働くことが認められていない外国人を雇ったり、その雇用をあっせんした人等

3年以下の懲役・200万円以下の罰金

営利目的で集団密航者を入国・上陸させたり、上陸後の集団密航者を輸送したり、かくまったりした人等

1年以上10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金

営利目的で、又は偽造旅券等を外国人に提供して、不法入国・上陸を援助した人

3年以下の懲役・200万円以下の罰金

● 就労が認められていない在留資格

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、短期大学等の学生
就学	高等学校、専修学校(高等又は一般課程)等の生徒
研修	研修生
家族滞在	就労外国人等が扶養する配偶者・子

※資格外活動許可を得ている場合は、許可された範囲で就労することができます。

● 就労の可否は指定される活動の内容によるとされるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー及び技能実習の対象者等

● 身分・地位に基づく在留活動が認められるもの (活動に制限がないので就労も可能)

在留資格	該当例
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及びわが国で出生し引き続き在留している実子
定住者	インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の連れ子等

※「特別永住者」も活動に制限がありません。

● 就労が認められる在留資格 (活動が特定される)

活動	該当例
外交	外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族
公用	外国政府若しくは、国際機関等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、フォトグラファー
投資・経営	外資系企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者
教育	高等学校・中学校等の語学教師等
技術	機械工学等の技術者
人文知識・国際業務	通訳、デザイナー、企業の語学教師等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等

手続 & 続 A

Q

もう少し語学教師を
続けたいのですが…

A

「在留期間更新」の申請を
してください

●許可された在留期間を超えて在留を希望する
場合に必要です。

Q

夫は留学生、私はその配偶者（在留資格「**家族滞在**」）として在留中ですが、
夫と私はアルバイトを行えますか？

A

「**資格外活動許可**」の申請を
してください

●留学生、家族滞在者としての在留資格を有する
方は許可を受けなければ働くことはできません。

Q

就労しようとする会社から働いても
よいという証明書を提出するよう
に言われましたが…

A

「**就労資格証明書**」の申請を
してください

●就労資格証明書の交付を受けて、提出するこ
とができます。

Q

ビジネスで長期滞在していますが、休
みを利用して帰国したい…

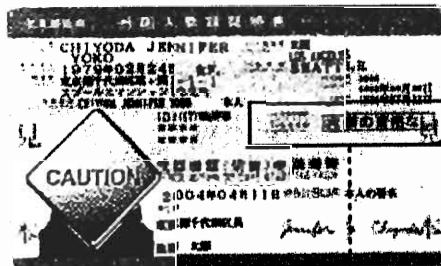
A

「**再入国許可**」を受けると便利です

●一時的に外国へ旅行し、再び同じ在留目的で
入国を希望する場合は、再入国許可を受けた
上で出国すると便利です。

外国人登録証明書に表示された
「在留の資格なし」とは？

**ワンポイント
解説**



外国人登録証明書に表示された「在留の資格なし」(拡大)
就労活動は禁止

既に在留期限が経過しているにもかかわらず引き続き滞在
している**不法残留者**、あるいは密航や偽変造旅券といった
不正な手段による**不法入国者**など、いわゆる不法滞在の状
態にある外国人であっても、外国人登録法に基づき、外国人
登録の申請義務が課されており、また、申請により交付され
た外国人登録証明書は常に携帯する必要があります。
この場合、外国人登録証明書上の「在留の資格」欄には、在
留の資格が確認されていないことを表すために、大きく赤字で

在留の資格なし

と記載されます。(上の図を参照)

在留の資格が確認されていない場合には、日本国
内でいかなる就労活動に従事することもできず、
速やかに入国管理局で法律の規定に基づいた手続
を受ける必要があります。

私達は、出入国管理行政が少しでも皆様に理解され親しみやすいものになることを願っています。
入国管理局の仕事についてご質問がありましたら、下記にお問い合わせください。

●入国・在留等の手続についてのお問い合わせ先

外国人 在留総合 インフォメーション センター	〒983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	TEL:022-298-9014
	〒108-8255	東京都港区港南5-5-30	TEL:03-5796-7112
	〒231-0023	神奈川県横浜市中区山下町37-9	TEL:045-651-2851~2
	〒460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	TEL:052-973-0441~2
	〒543-0074	大阪府大阪市天王寺区六万体的1-9	TEL:06-6774-3409~10
	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り29	TEL:078-326-5141
	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30	TEL:082-502-6060
	〒812-0003	福岡県福岡市博多区下臼井778-1福岡空港国内線第3ターミナルビル内	TEL:092-626-5100

●ホームページについてのご案内

入国・在留手続などの各種手続、申請窓口、申請書類などをご案内しています。

入国管理局
<http://www.immi-moj.go.jp/>

法務省
<http://www.moj.go.jp/>

ホームページについてご質問がありましたら、下記にお問い合わせください。

法務省入国管理局 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL 03-3580-4111(代)